

生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証の申請手続きのご案内

生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業の対象者は、①生計困難な方及び②生活保護受給者（生活保護法に規定する被保護者）であり、その認定基準は以下のとおりです。
基準に該当するかをご確認のうえ、申請していただきますようお願いいたします。

第1 生計困難な方

【認定基準】 次の(1)～(6)のすべての基準に当てはまること。

- (1) 住民税が世帯全員非課税であること。
- (2) 世帯の年間収入が150万円以下であること（一人世帯の場合）。
なお、世帯員が1人増えるごとに50万円を追加します。
例えば、世帯の人数が3人の場合の世帯の収入の基準額は、
 $150万円 + 50万円 + 50万円 = 250万円$ になります。
- (3) 世帯の預貯金額が350万円以下であること（一人世帯の場合）。
なお、世帯員が1人増えるごとに100万円を追加します。
例えば、世帯の人数が3人の場合の世帯の預貯金の基準額は、
 $350万円 + 100万円 + 100万円 = 550万円$ になります。
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと（土地、株、証券など）。
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (6) 介護保険料を滞納していないこと。

【必要書類】

- (1) 生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書
- (2) 収入及び預貯金申告書
- (3) 資産及び扶養の有無に関する申告書
- (4) 本人と世帯全員の令和7年1月から12月までの1年間の収入がわかる書類の写し
（年金振込通知書や源泉徴収票など）
- (5) 本人と世帯全員の預貯金通帳の写し
 - ① 口座名義人等が確認できるページの写し
 - ② 令和7年1月から申請日直近までの全ての通帳残高ページの写し
（通帳は申請前に記帳し、最新の残高がわかるようにした上でご提出ください）
- (6) 有価証券等の写し（お持ちの方のみ、金額が分かるもの）
- (7) 本人が被成年後見人の場合は、成年後見人の登記事項証明書
- (8) マイナンバーカードの写し（お持ちの方のみ）

第2 生活保護受給者

○ 生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書に「保護受給証明書」を添えてご提出ください。

※ いずれの書類も、本人が被成年後見人（被保佐人・被補助人含む）の場合は、必ず登記事項証明書等を添付してください。